大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）第50条第1項の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　対象事業者

1. 法人名　特定非営利活動法人ケアサポートアシスト
2. 代表者　理事　亀澤　繭衣
3. 所在地　藤井寺市津堂二丁目３番２６号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　あおぞら作業所
2. 所在地　　藤井寺市岡一丁目15番31号
3. サービス種別　　生活介護

３　処分日年月日

　令和３年９月２日（木曜日）

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

　令和３年９月３０日から３か月間

５　処分の理由

不正の手段による指定（法第50条第１項第8号該当）

　　勤務予定がないサービス管理責任者を当該事業所に配置するとして、偽りの指定申請をし、事業を開始した。